

災害対策本部の設置基準

1 地震

市長は、次の基準により必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）
- (2) 気象庁が東京湾内湾に津波警報又は大津波警報を発表したとき（自動設置）
- (3) その他総合的応急対策を必要とするとき

2 風水害

市長は、次の基準により必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

- (1) 市域に高潮警報又は特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪）が発表されたとき
- (2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 市域（区域）に局地的災害が発生したとき
- (4) 市域（区域）に局地的災害が予測されるとき
- (5) その他状況により必要と認めたとき